二　法第五十三条第二項の報告書を提出する場合　次に掲げる書類

イ　当該報告書に係る報告対象期間に法第四十三条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

［ロ～ニ　略］

ホ　報告対象期間の末日（ホ及び次項第二号において「報告基準日」という。）において信託契約資金移動業者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

2　法第五十三条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　法第五十三条第一項の報告書を提出する場合　前項第一号イに掲げる書類及び当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

二　［略］

3　［略］

（公告の方法）

第三十六条　法第五十六条第二項及び第五十八条（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公告は、官報によるものとする。

（廃止の届出等）

第三十八条　法第六十一条第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第四号において同じ。）の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　［略］

二　登録年月日及び登録番号（特定信託会社にあっては、届出年月日及び届出受理番号）

［三～七　略］

3　［略］

4　法第六十一条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による債務の履行の完了の方法を示すものとする（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該承継に係る公告をする場合を除く。）。

5　資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6　資金移動業者等が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了が不要な場合）

第三十八条の二　法第六十二条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部を他の資金移動業者に承継させた場合とする。

二　［同上］

イ　当該報告書に係る報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告書に係る報告基準日までの間（以下この号及び次項第二号ニにおいて「報告対象期間」という。）に法第四十三条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

［ロ～ニ　同上］

ホ　報告基準日において信託契約資金移動業者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

2　［同上］

一　法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書を提出する場合　前項第一号イに掲げる書類及び当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

二　［同上］

3　［同上］

（公告の方法）

第三十六条　法第五十六条第二項及び第五十八条の規定による公告は、官報によるものとする。

（廃止の届出等）

第三十八条　法第六十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2　［同上］

一　［同上］

二　登録年月日及び登録番号

［三～七　同上］

3　［同上］

4　法第六十一条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項の規定による債務の履行の完了の方法を示すものとする（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該承継に係る公告をする場合を除く。）。

5　資金移動業者は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6　資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

［条を加える。］